

「sha (殺)」と「ころす」

徐 建 敏

1. はじめに

「人間、動物の生命を奪う」行為を表わすのに、中国語では、「sha (殺)」(以下「殺」と略す)が用いられ、日本語では、「ころす (殺す)」(以下「ころす」と略す)が用いられる。両語は「人間、動物の生命を(むりやりに)断つ、終結させる」意味において、ほとんど同じであるが、差異のあることも見逃せない。更に、その派生的な意味用法においては、かなりの相違が見られる。本稿では、この両語のそれぞれの基本的意味と派生的な意味、そしてその繁りを考察し、その上で両語を対照する。

なお、「ころす」は森田1977では、「死ぬ」との関連語として分析されている。また、国立国語研究所1972では、「しとめる」などと共に分析されている。

2. 辞書の記述

「殺」については、『辞海』では、次のように記述されている。

- 殺：(1) 弄死、致死。
(2) 打仗、相殺。
(3) 消滅、滅除、敗壞。
(4) 収束、断絶。
(5) 猶言「死」。形容極甚之辞。

「ころす」については、『日本国語大辞典』では、次のように記述されている。

- 殺す：一、
(1) 他人や動物等の生命を断つ、命を取る、殺害する。
(2) (不注意で死なせた、または手を尽くしたが、死に至らせたという気持ちを込めて言う語) しなせる。亡くす。失う。
(3) おさえて小さくする。勢いをおさえとどめる。
(4) 相手を悩殺する。惚れさせて意のままにあやつる。
(5) ある人や或るものの持つ特性や長所をだめにする。
(6) 碁などの勝負事や相撲、野球などのスポーツで、相手の攻撃力を直接的あるいは間接的に封じる。

二、補助動詞：いやになるほどその動作をする。問ころす、誉めころす。

以上の記述をまとめれば、「殺」と「ころす」とも大きく三つの意味に分けることができる。

- (一) 生命を奪う
- (二) 勢力をおさえる
- (三) 程度が甚だしい

本稿では(一)と(二)だけについて考える。

3. 分析(1)生命を奪うこと

3.1. 行為の対象

まず「殺」について見てみよう。

- (1) 殺人有罪。(人を殺せば罪になる。)
- (2) 殺鶏取卵。(ニワトリを殺して卵を取る)
- (3) 用加熱殺死癌細胞。(熱を加えて癌細胞を殺す。)
- (4)[×]殺康乃馨花。(カーネーションの花を殺す。)
- (5)[×]殺木偶。(人形を殺す。)
- (6)[×]殺飛機。(飛行機を殺す。)

「生命を奪う」行為である以上、おのずとその対象が取られる。つまりその対象になりうるものは、生命を有する「生命体」でなければならない。ここで「生命体」の定義が要求されるが、科学的に厳密な定義を下すことは難しいので、ここでは、便宜的に、植物を除いた生物のすべてという範囲にしておく。

「人、鶏、細胞」は共に、上述の「生命体」に当たるものであり、(1)(2)(3)は適格な文である。しかし、(4)以降は問題になる。(4)においては、「花」は何らかの生命活動を行なっているものであろうが、人間・動物の生命活動とは違ったレベルのもので、「殺」の対象にはならない。(5)(6)の「人間、飛行機」は、擬人化表現を除けば生命活動が行なわれるものとは認められず、当然「殺」の対象になる資格がない。このように、「殺」の対象になるものは「生命体」でなければならないという制限がある。

一方、「殺」の対象に見られるこのような制約は「ころす」においてもまったく同様である。

- (7) 人を殺せば罪になる。
- (8) ニワトリを殺す。
- (9) ガン細胞を熱して殺す。
- (10)[×]カーネーションを殺す。

(11)×人形を殺す。

(12)×飛行機を殺す。

「ころす」の対象になるものも、上述した「生命体」でなければならない。(7)(8)(9)の「人、ニワトリ、ガン細胞」はこの条件を満たしており、自然な表現である。しかし、「カーネーション、人形、飛行機」は明らかにここで言う「生命体」でないため、(10)(11)(12)は非文になるわけである。

3.2. 行為の主体

ここで「殺」と「ころす」の主体について考えたい。

まず「殺」について見てみよう。

(13) 張三殺了小王。(張三は王さんを殺した。)

(14) 強盜殺人被捕。(強盜は人を殺して捕まえられた。)

(13)(14)で示されているように、人間なら問題なく、「殺」の主体になれる。

それは、「生命を奪う」行為は「基本的には意図的に死にみちびくこと」(国立国語研究所1972・p433)だからである。更に、この行為には、時期、手段の選択、場合によっては綿密な計画づくりも必要であるなど、一定の知的作業を伴うものだと考えられる。従って、そのできる人間はこの行為の主体としてもっとも自然になるのである。

ところが、人間以外のものも、相手に攻撃を加え、相手を死に至らせることがあるが、それも「殺」の主体になりうるだろうか。

(15)×大灰狼殺了小羊。(灰色の狼が子羊を殺した。)

(16) 大灰狼咬死了小羊。(灰色の狼が子羊を噛み殺した。)

(17)×小王家的小花猫今年殺了100只老鼠。(王さんの家の三毛猫は今年100匹の鼠を殺した。)

(18) 小王家的小花猫今年捕捉了100只老鼠。(王さんの家の三毛猫は今年100匹の鼠を捕まえた。)

(15)(17)は言えない。自然な文にするには、(16)(18)のように、「殺」のかわりに他の動詞を用いなければならない。上の例から分かるように、人間以外の生物の場合は、「殺」の主体になることは許されないのである。

相手を死に至らせるということだけに関してみれば、人間も動物も同じように見えるが、質的には大きな違いがある。人間は「殺意」を抱いて、意図的に相手に働きかけるのに対し、動物は「殺意」を持ち得ず、本能的に行動するにすぎないのである。

こうしてみると、「殺」において、「殺意」というのは非常に重要な要素になってくるのである。つまり、「殺」の主体になるのは、「殺意」を抱くことができるもの、もっと厳密に言えば、「殺意」の有無が認定できるものでなければならない。動物に関しては、「殺意」の認定ができないため、「殺」の主体にはならない。したがって、結果的に、「殺」の主体になりうるのは人間だけに限られるのである。

次のような例も見られるが、上の制約から外れるものではない。

(19) 白細胞殺死紅細胞。(白血球が赤血球を殺す)

一見、「白細胞(白血球)」が「殺」の主体になっているように見えるが、「殺」の主体、例えば「人(人間)」が別に存在し、「白細胞(白血球)」は「殺死紅細胞(赤血球を殺す)」の手段であると解釈したほうが妥当であろう。

一方「ころす」においても、主体になりうるものはまず人間が考えられる。

(20) 松永久秀が將軍足利義輝を殺した。

(21) 誘拐犯がまだ小学校二年のA君を殺した。

(20)(21)においては、「松永久秀」「誘拐犯」がともに人間である。これは「殺」と同様である。ところが、「殺」の主体に人間しかならないという制限は「ころす」には見られない。「ころす」の主体は、人間ばかりではなく、動物、さらに微生物もなりうる。

(22) 猫が鼠を殺す。

(23) 狐がニワトリを殺す。

(24) 乳酸菌が腸内の雑菌を殺す。

「猫」などは「殺意」をもって、知的に相手の命を奪おうとして行動するとは考えられない。それにもかかわらず、「ころす」の主体になりうるということは、「ころす」においては、主体側に意図的に相手の命を奪おうとする意志、つまり「殺意」をもつかどうかはそれほど重要ではないことを示しているのである。

しかし、「殺意」という要素が重要でなくても、「生命体」でなければならないという制約はある。

(25)[×] 倒れた重量物が猫を殺した。

(26) 倒れた重量物で猫が死んだ。

(27)[×] 落雷が小学生二人を殺した。

(28) 落雷で小学生二人が死んだ。

(25)(27)が非文である。それは、「ころす」行為の主体になっている「重量物」「落雷」は、「生命体」ではなく、意図的に相手に働きかけができないからである。たまたま「落雷」の落下したところに、人間がいたということがありうるが、雷が人間をめがけて

落ちることはあり得ないのである。

次のような表現は適格であるが、擬人化表現であるからだ。

(29) あの山火事が私の息子を殺した。

(30) 戦争は父を殺した。

3.3. 行為の結果性

(31)[×] A殺了B、B没死。(AはBを殺したが、Bは死ななかった。)

「殺」という行為は対象を死に至らせようとして行なうものであるが、行為が成立する時点では、対象がその行為を受けて「死ぬ」という状態になければならない。対象が「死ぬ」状態になれば、「未遂」なのである。それは、「殺」という語は単に「対象の命を奪う」という行為を意味するだけでなく、「対象が命を奪われて死ぬ」という結果まで含意しているからである。

「殺」の行為を成立させるには、行為を受けた対象が「死ぬ」状態にならなければならないわけであるから、「Bは死ななかった」ということは、「殺」という行為が結局成立しなかったとしか考えられない。「A殺了B」ということと「B没死」ということは両立しないのである。従って、「B没死」ということが真実であれば、次のように言うか、別の表現に直さなければならない。

(32) A以為殺了B、可B没死。(AはBを殺したつもりだったが、Bは死ななかった。)

「以為(つもりだ)」というのは、本人が思っているところだけに焦点が当てられるので、真実は全く逆であっても表現上は矛盾が起こらないのである。

「ころす」の場合も同様なことが言える。

(33) AがBを殺した。

(34)[×] AがBを殺した。Bは死ななかった。

(35) AはBを殺したつもりであったが、Bは死ななかった。

(33)(34)(35)から分かるように、「殺」の行為の結果性に関する議論はここで当てはまる。(33)は自然な表現であるのに対して、(34)は「AはBを殺した」とことと「Bは死ななかった」とことと矛盾するため、非文になっている。それに対して(35)は「つもりだ」を用いることによって、(34)の不自然さが解消される。(34)(35)は、「こちら」も「死ぬ」という結果の達成まで含意する語であることを明示してくれる文といえよう。

池上1980は、行為によって意図された事柄が達成されるというところまで含意されるかされないかについて、日英語の動詞を較べて、次の三つのタイプにまとめた。

「(1)どちらの言語の動詞も、行為によって意図されたことが達成されたというところまでをその意味として含んでいる場合、(2)どちらの言語の動詞も、行為によって意図されたことが達成されたというところまでをその意味に含まない場合、(3)一方の言語の動詞では、行為によって意図されたことが達成されたというところまでをその意味に含むが、対応する他方の言語の動詞では含まないという場合がある (p.22)」

この分類に従えば、「殺」と「ころす」は(1)の場合にあたるであろう。つまり、「殺」も「ころす」も行為によって意図されたこと—「死ぬ」—が達成されたところまでその意味に含むのである。

しかし、行為の結果まで含意される点に関しては、「殺」と「ころす」が一致しているが、その度合いにおいては、微妙な差がみられる。

(36) A殺死了B。(AはBを殺した。)

(36)は「殺」に更に「死」が付加されて、その結果を表わしているが、これは次の(37)と違う。

(37) A打死了B。(AはBを殴り殺した。)

(37)は「打(なぐる)」と「死」とに必然性がなく、「打」という行為を受けて、「死」という事態が発生すれば、「死」は補足的説明として必須なものになってくるが、しかし、(36)は「殺」に「死」ということが含意されているので、「死」は必須なものではないはずである。それにもかかわらず、「殺死」という表現が可能であるのは、中国語では二音節表現がより好まれることによるとも考えられるが、本稿では、それは「殺」の意味構造がより「行為」のほうに傾いているからであると考えられる。つまり、「殺」はその含意している結果「死」という意味が弱いので、結果をはっきり現わすものを補う必要が生じるのである。

「殺」がより「行為」のほうに傾いている例として、次のものが見られる。

(38) 直到傍晚才殺出重围。(夕方になって、ようやく包圍網を切り抜けた。)

(38)の「殺」は「戦闘する」という意味で用いられている。「戦闘する」ということは、結果的には人を殺し、また殺されることになるが、しかし、「戦闘する」はそういう結果を表わすより、むしろ「激しく相手と衝突する」という行為の面が強調される語であろう。「殺」も「死ぬ」という結果を表わすより、より行為のほうを表わす性格をもつので、(38)のような用い方が可能になるのである。

さらに、「殺」のこの特徴は3.2で述べた主体に関する制限とも関連する。行為のほうより注目されるので、「意図的にかつ知的に」という面が強調され、それが逆に主体を制限してくるのである。

一方、「殺」に比べて、「ころす」はより「結果」のほうに傾いていると考えられる。「死ぬ」という「結果」の部分がより注目されるので、対象を死に至らせることさえできれば、行為の主体が「殺意」を持ってそれをするか否かも重要でなくなり、従って、人間だけでなく、「殺意」をもつことが考えられない動物までも「ころす」の主体になるわけである。また、後述する「引責」用法のあるのもこの理由によるのであろう。

3.4. 「ころす」の「引責」用法

「ころす」については、また次のような例が見られる。

(39) 己あ、三人あったよ、三人。そのうち二人は病気で殺した。

(40) 手遅れで母を殺した。

(39)(40)は「ころす」の一の(2)にあたる用法であるが、本稿では、これを一種の「自己引責」の用法と考える。子供や母が死んだことは、本来は自分が積極的に働きかけた結果ではないが、仮に自分がその「死ぬ」ことが起こらないように積極的に働きかけて、なんとかかなり、「死ぬ」ことが起こらずにすんだかもしれない。しかし自分は何もせず（できず）にいた。だから、その「死」の責任は自分の方にあると、強く責任を感じ、「殺したも同然だ」という気持で表現してしまうのである。

しかし、この用法については、制限があることは見逃してはならない。

(39)(40)において、「ころす」行為の主体を表わす語は出ていないが、発話者、つまり一人称であることが原則である。主体を一人称以外にすると、たちまち非文になるか、意味が変化してしまう。

(41) Aは手遅れで母を殺した。

(42) Bは大事な馬を殺した。

(41)(42)とも「主体が直接しかも意図的に手を下した」という意味にしかとれなくなる。

前述したように、話者が相手の死に対し、大事な人などを失ったその責任は、考えてみれば自分のほうにあると思ひ、辛い胸中を語るときの、かなり自分を責め立てるような表現である。しかし、それはあくまでも、本人だからこそそういう心境をそのようなきつい表現で言えるが、他人について述べることは出来ない。他人の胸中はどう思っているか分からないし、責任をおしつけるような発話も許されるものではなからう。こうしてみると、この制限は文法上の共起関係によるものではなく、社会の道徳理念によるものであると考えてよいであろう。

「殺」においては、このような「引責」用法は見られない。

4. 分析(2)「勢いを押える」

4.1. 「ころす」の場合

(43) 江川は表情を殺して記者会見室から出てきた。

(44) 私は息を殺して見守った。

3.1.では、「ころす」の対象として、「生命体」でなければならないと述べたが、その制限は、ここでは適用されない。

なぜ、「ころす」が「生命を奪う」ことから「勢いを押える」ことを表わせるようになるのであろうか、両者はいったいどうつながるのか。

「人間、動物の生命を奪う」ということは、人間、動物の続けられる生命活動を中止させることである。「生命」というのはつまるところ、ある種の勢いと考えてもよいであろう。勢いが盛んな時期は壮年であり、勢いが自然に衰える段階に来れば、老年である。勢いが完全なくなる時点では、いわゆる「死ぬ」ということになる。従って、中断なく続けられる「生命の」勢いを押え、途中で断ち切らせるということから、「生命の」という意識が薄れ、「生命の勢い」から「物事の勢い」へと重点が変わり、結果的にこのような派生的な用法が生れたのではないだろうか。この用法には、「ころす」の基本が生かされているのである。

しかし、無制限に何でも「ころす」の対象になるわけではない。

(45) おかしさを殺して聞いている。

(46) 面白いので息を殺してみている。

(47) 腹の虫を殺す。

(48) 笑いを殺す。

(49) 自分を殺して会社のために働く。

上の例では、「おかしさ、面白さ、腹の虫、息、自分」が「ころす」の対象になっている。これらの語の共通する特徴といえば、ほとんど「人間の感情に関するもの」であるという点であろう。例えば、「笑い」でも、特にこの場合の笑いは一種の生理現象に近いもので、おかしい話を聞き、面白い演技をみて、自然に吹き出してくるものである。勢いをもって表出しようとするので、普通に押えようとしてもなかなか押えられるものではなく、むしろ必死で堪えなければならないのである。そこで、人間の精神力で、その勢いを「ころす」という表現が最も適切になってくるわけである。

しかし、人間は強い意志で自分の感情をある程度コントロールできるにしても、他人の感情まで「ころす」ことはできない。

(50)^x 陳さんは王さんの腹の虫を殺した。

(51)^x AはBのあくびを殺した。

従って、この意味においては、対象になるものは主体の一部であるという制限が働くことが言える。

また、行為の主体も人間でなければならない。

(52) Aさんはおかしさを殺して聞いている。

(53)^x トントンはおかしさを殺して子供達の喜びぶりをみている。

(52)は言えても、(53)は言えない。前述したように、これは精神力で感情をコントロールすることで、パンダはそういう精神力が認められないのである。

4.2. 「殺」の場合

「殺」も派生的な用法として、「ある勢いを押える」という意味を表わすことがある。次の例を見よう。

(54) 他老是拿人殺氣。(彼はいつも人に八つ当たりをする。)

(54)において、「氣」は「心の怒りかうっ憤」であって、「命」ではない。「殺」はそれを「晴らす、無くす」意味で使われている。

ここで注目したいのは「殺氣」は日本語の「腹の虫を殺す」というのとは必ずしも一致しないということである。

「腹の虫を殺す」というのは、怒りが表に出ないように一生懸命押えるということに対して、「殺氣」は、その逆で、むしろ心の怒りを表に出して、何かにおつける、そして、そうすることによってその怒りを解消するのである。

この意味において「殺」の用例はかなり限られており、日常生活の中では段々使われなくなる傾向にあるが、次に挙げる例は「殺」の性質を説明するのに好材料である。

(55) 吃一点殺殺飢。(少し食べて、飢餓感を鎮める。)

(56) 喝点湯殺殺渴。(少し飲んで、渴きをしのぐ。)

(57) 塗上這藥。能殺痒的。(この薬を付けて下さい。かゆみが消えるよ)

(55)~(57)は、それぞれ「何か食べて、飢餓感を弱める」「何かを飲んで渴きをしのぐ」「なにかしみる薬を塗って、かゆみを止める」という意味である。これらの例に共通するのは、対象になるのがすべて人間の感覚である。これは「ころす」の対象とはかなり相似している。しかし、その「殺し方」は異なる。「ころす」の場合は、「精神力で対象になるものを押える」のであるが、「殺」の場合は、「対象と対抗する何かを用いてその対象を無くす」のである。

(58)^x 殺笑。(笑いを殺す。)

(59)^x 殺死個性為公司買力。(自分を殺して会社のために働く。)

「殺」は、つねに何かを用いて対象を無くすことが基本なのである。(58)(59)が言えないのは、「笑、個性」などは、押えるものであって、無くすものではないからである。

5. おわりに：

本稿は「殺」と「ころす」の意味の一部について考察を行なった。その結果、両語に意味が重なるところもあれば、ずれもあることが分かった。それを次のようにまとめておく。

「殺」

人間が殺意をもって対象を死に至らせること。より行為的である。

また、外的手段を用いて感情・感覚を無くすこと。

「ころす」

人間・動物が対象を死に至らせること。より結果的である。

また、内的精神力で感情を押えること。

／参考文献／

国立国語研究所1972 『動詞の意味・用法の記述的研究』 秀英出版

森田良行1977 『基礎日本語1』 角川書店

加藤常賢1977 『漢字の起源』 角川書店

日本国語大辞典刊行会編1980 『日本国語大辞典』 小学館

池上嘉彦1980 『Activity-Accomplishment-Achievement-動詞意味構造の類型(2)』

『英語青年』 1980

文化庁1975 『外国人のための基本語用例辞典』

『辞海』 1979 上海辞書出版社

愛知大学中日大辞典編纂処編1987 『中日大辞典』 増訂第二版 大修館書店

中国社会科学院語言研究所編1987 『現代漢語詞典』 商務印書館

孟 綜他編1987 『動詞用法詞典』 上海辞書出版社

(Xu Jianmin・上海大学教官)